令和８年11月９日更新

正　誤　表

「パートタイム・有期雇用労働ガイドブック」（令和８年10月発行）冊子内の記載に誤りがございました。
誠に申し訳ございませんが、下記のとおり訂正いたします。

【訂正箇所】

頁	該当箇所	誤	正
4	法令等一覧	有期労働契約の締結、更新及び雇用止めに関する基準	有期労働契約の締結、更新**、雇止め等**に関する基準
4	主な法改正ポイント	教育訓練の実施、通常労働者への転換に関する情報の明示及び周知	教育訓練の実施、**通常の労働者**への転換に関する情報の明示及び周知
8	●同一労働同一賃金ガイドライン	夏季休暇（第３の５（５）、	**夏季冬季休暇（第３の５（５））、**
9	②家族手当について	他方で、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるパートタイム・有期雇用労働者であれば、当該性質・目的はパートタイム・有期雇用者にも妥当しますので、（以下省略）	他方で、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるパートタイム・有期雇用労働者であれば、当該性質・目的はパートタイム・**有期雇用労働者**にも妥当しますので、（以下省略）
12	手順１　解説	社内で、短期間労働者や有期雇用労働者を雇用していますか？	社内で、**短時間労働者**や有期雇用労働者を雇用していますか？
13	項の見出し及び内容	均衡待遇規定（差別的取扱いの禁止：法第９条） 職務の内容が通常の労働者と同一であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、全雇用期間を通じて、職務の内容や、職務の内容・配置の変更の範囲が通常労働者と同一と見込まれる場合（以下省略）	**均等待遇規定**（差別的取扱いの禁止：法第９条） 職務の内容が通常の労働者と同一であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、全雇用期間を通じて、職務の内容や、職務の内容・配置の変更の範囲が**通常の労働者**と同一と見込まれる場合（以下省略）
19	２．労働条件の書面による確認・明示	特に、労働基準法では、労働者を雇い入れるとき（契約更新時も含まれる）には、労働条件に関する下記①～⑦の事項を	特に、労働基準法では、労働者を雇い入れるとき（契約更新時も含まれる）には、労働条件に関する下記①～⑦の事項を

		書面の交付によって明示しなければならないと定めています。	書面の交付によって明示しなければならないと定めています。**（⑤昇給に関する事項を除く）**
19	書面によらなければならない事項	⑮休職賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項	**⑮休職に関する事項**
35	項の見出し	１ 職場におけるパワーハラスメント （労働施策総合推進法第 30 条の２）	１ 職場におけるパワーハラスメント （労働施策総合推進法**第 31 条**）
35	項の見出し	３ 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（均等法第 11 条の２、育介法第 25 条）	３ 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（均等法**第 15 条**、育介法第 25 条）
38	1．女性労働者に関する規定	（６）妊産婦の通院時間確保、通勤緩和など（均等法第 12 条、第 13 条）	（６）妊産婦の通院時間確保、通勤緩和など（均等法**第 17 条、第 18 条**）
39	育児に関する制度	① 始業・就業時刻の繰り下げ（時差出勤）	① 始業・**終業時刻の繰上げ・繰下げ**（時差出勤）
45	1．法律上認められない解雇があります	・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントについての相談を行ったことや、雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇 （労働施策総合推進法第 30 条の２第２項、均等法第 11 条第２項・第 11 条の３第２項、育介法第 25 条第２項）	・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントについての相談を行ったことや、雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇 （労働施策総合推進法**第 31 条第２項**、均等法第 11 条第２項・**第 15 条第２項**、育介法第 25 条第２項）
50	②特定受給者及び特定理由離職者	※２ 期間の定めのある労働契約の時期が満了し、（以下省略）	※２ 期間の定めのある労働契約の**期間**が満了し、（以下省略）
52	被保険者の範囲 ②月額賃金	※全都道府県で令和７年度地域別最低賃金が時給 1,016 円を超えたことにより、週 20 時間以上働くすべての労働者が自動的に社会保険の加入対象になるため、月額賃金要件は令和８年 10 月に撤廃される予定です。	※全都道府県で令和 7 年度地域別最低賃金が時給 1,016 円を超えたことにより、週 20 時間以上働くすべての労働者が自動的に社会保険の加入対象になるため、月額賃金要件は令和８年 10 月に**撤廃されました。**
52		※特定適用事業者とは１年のうち６か月以上、（以下省略）	※**特定適用事業所**とは１年のうち６か月以上、（以下省略）